教科書文庫
4
110
31-1910
2000067719

尋常小學修身書卷四

兒童用

文部省

40454
教科書文庫
4
110
31-1910
2000.0
67719

室料資

教科書文庫
4
110
31-1910
2000067719

32
110
明43

尋常小學修身書 卷四

兒童用

文部省

文部省
檢定濟
廣島大學
教
67719
図書

広島大学図書
2000067719

教育ニ關スル勅語

目録

第一　天皇陛下……一
第二　能久親王……二
第三　忠君愛國……四
第四　靖國神社……六
第五　志を立てよ……八
第六　職務に勉勵せよ……九
第七　皇室を尊べ……十一
第八　孝行……十三
第九　兄弟……十五
第十　召使……十七
第十一　身體……十九
第十二　自立自營……二十一
第十三　自立自營（つづき）……二十三
第十四　志を堅くせよ……二十五
第十五　知識をひろめよ……二十七
第十六　迷信を避けよ……二十九
第十七　克己……三十一
第十八　禮儀……三十三
第十九　生き物をあはれめ……三十四
第二十　博愛……三十六
第二十一　國旗……三十八
第二十二　祝日大祭日……三十九
第二十三　法令を重んぜよ……四十一
第二十四　公益……四十三
第二十五　人の名譽を重んぜよ……四十五
第二十六　人は萬物の長……四十七
第二十七　よい日本人……四十八

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ
德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克
ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セル
ハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實
ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦
相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及
ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器
ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲
ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉
シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ
ハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫
臣民ノ倶ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬
ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト倶ニ
拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

第一　天皇陛下

明治二十七八年のいくさの時、天皇陛下は大本營を廣島へ御進めになりました。その時の御座所はそまつなせいやうづくりの一室であつたので、おそばの人人が度度たてましの事を申し上げました。けれども陛下は「今日のばあひそれにはおよばぬ。」とおほせられて、御ゆるしがありませんでした。

又陛下は朝早くから夜おそくまで、御ぐんぷ

尋修四

くのままで、いくさの事を初め、いろいろの事をおさしづあそばされて御いそがしくあらせられたことは、まことにおそれ多いことでありました。

第二　能久親王

清國が臺灣を我が國にゆづつた時、臺灣に居つた清國の者が、なほ我が國にてむかひました。能久親王（北白川宮）はこれを御せいばつになりましたが、兵士とともに大そう御なんぎをなさつたけれども、少しもおいとひになりませんでした。

その後、親王は御病氣におかかりになりましたので、ぐんいは、おとどまりになつて御やうじやうあそばされるやうに申し上げ

尋修四

ました。親王は「我が身のために國の大事をおろそかにすることは出來ぬ」とおほせられ、かごに乗つて御進みになりました。

親王はかやうに國のために御つくしになりましたが、御病氣が重くなつて、つひにおかくれになりました。

第三　忠君愛國

明治十年熊本の城が賊軍のためにかこまれました。その時城を守つてゐた谷少將は城の

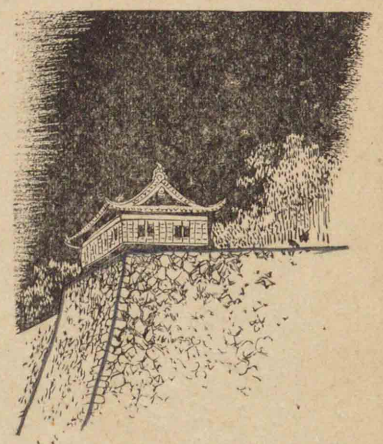

中のやうすを遠くのくわんぐんに知らせようと思ひ、その使を谷村計介にいひつけました。

計介は身にすすをぬりこみ、着物をかへ、夜にまぎれて城を出ました。途中で賊のために二度もとらへられ、

いろいろなんぎな目にあひましたが、とうとうくわんぐんの本營に行着いて、しゆびよくその使をはたしました。

第四　靖國神社

靖國神社は東京の九段坂の上にあります。此の社には國のために死んだ人人をまつつてあります。春と秋との祭日には、ちよくしをつかはされ、臨時大祭にはは天皇皇后兩陛下の御じしんに御さんぱいになることもあります。」

尋修四
尋修四

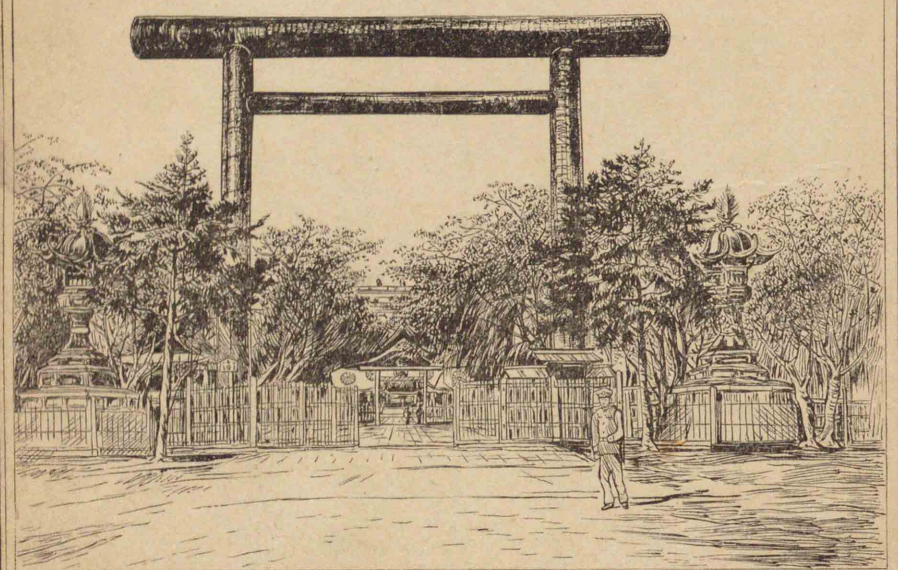

忠臣義士のためにこのやうにねんごろなお祭をするやうになつたのは、天皇陛下のおぼしめしによるのであります。われらは陛下の御めぐみの深いことを思ひ、ここにまつつてある人人に

ならつて、國のため君のためにつくさなければなりません。

第五　志を立てよ

豐臣秀吉は尾張のまづしい農家の子で、八歳の時父にわかれました。秀吉は小さい時からりつぱな人にならうと志を立ててゐましたが、十六歳の時ただ一人遠江へ行つて、松下加兵衛といふ武士に仕へました。秀吉は主人のためによくはたらいて、だんだん引立てられ

尋修四
尋修四

ましたが、仲間の者にそねまれたので、ひまをもらつて尾張へかへりました。

その後、秀吉は織田信長がえらい大將であるといふことを聞いて、つてをもとめて信長に仕へました。

第六　職務に勉勵せよ

秀吉は信長に仕へてからも、人にすぐれてよくはたらきました。そのころ木下藤吉郎秀吉と名のつてゐましたが、ある日信長が敵を攻

めるため、夜の明けないうちに、城を出ようとした時、秀吉はただ一人馬に乗つて待つてゐました。

ある年城のへいが百間ばかりくづれました。信長はけらいにいひつけてふしんをさ

せましたが、二十日ほどたつてもはかどりませんので、あらためて秀吉にその役をいひつけました。秀吉は人夫をいそがせて、あくる日にそれをしあげました。秀吉はこんなに仕事にはげみましたから、次第に重く用ひられました。

第七　皇室を尊（たつと）べ

秀吉は信長のなくなつた後國内を平げ、おひおひ高いくらゐにのぼりました。そのころよ

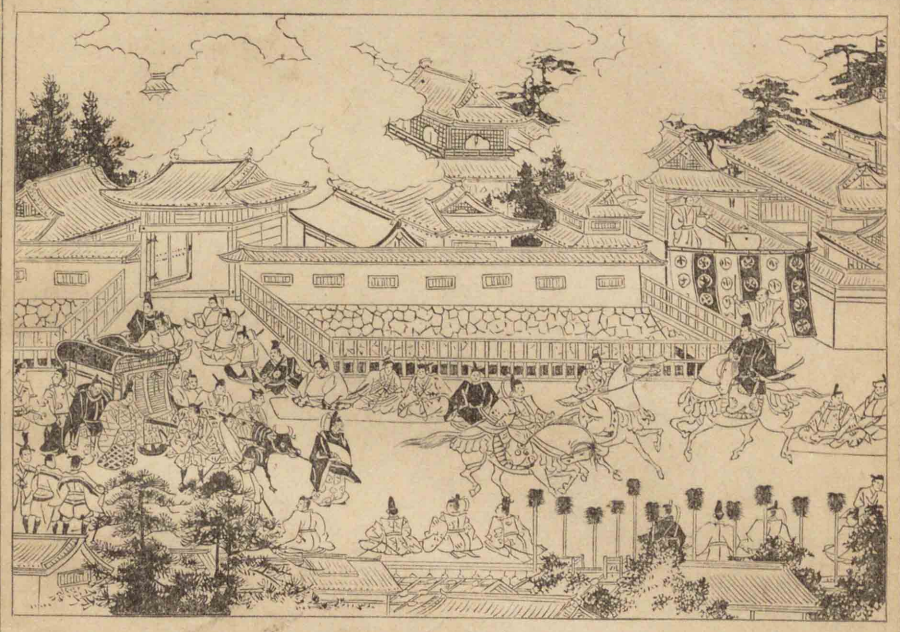

の中がみだれてゐたために、皇室は大そう御不自由がちであらせられたので、秀吉は力をつくして皇室の御ためをはかりました。

秀吉は京都にやしきをかまへて居りまし

尋修四
尋修四

たが、ある年そのやしきに天皇の行幸を御願ひ申しました。御道すぢには多くの人人が拜觀してゐて、中にはこの太平のありさまに感じて涙を流してよろこんだ者もありました。

この時秀吉は大名たちに皇室を尊ぶことを天皇の御前でちかはせました。京都の豐國神社は秀吉をまつつてある社であります。

第八　孝行

昔播磨におふさといふ孝行な女がありまし

た。家が貧しいため、八歳の時から、子もりなどにやとはれて、暮しをたすけました。又父がざうりやわらぢをつくるそばで、わらをうつて手つだひました。十一歳の時から、ほうこうにでましたが、主人からいただいた物は父母におくりました。又ひまがあれば主人の

ゆるしを受けて家にかへり、ねんごろに両親をなぐさめいたはりました。おふさはかやうに親を大切にしたので、役所から、はうびをいただきました。

孝ハ親ヲ安ンズルヨリ大イナルハナシ。

第九　兄弟

昔兄弟二人がでんぢのあらそひをして、役所にうつたへ、さいばんを願ひました泉八右衛門といふ役人は、そのさいばんをするために、

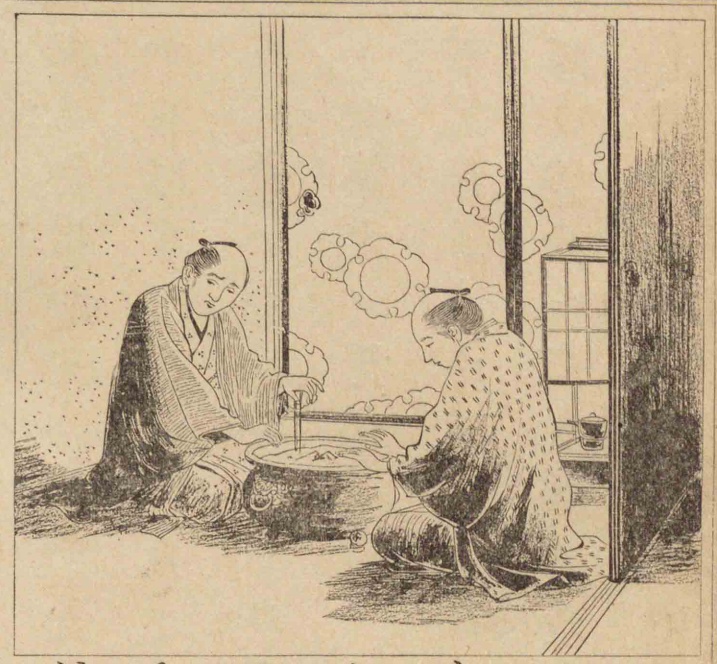

二人を自分の家へよびよせ、せまい一室の中で待たせておきました。

二人は初ははなれてゐて、話もしなかつたが、長い間待つてゐるうちに、だんだん一つの火ばちによつて手をあぶり、たがひに話をするやうになりました。

そのうちに小さい時、父母のそばで仲よく遊んだことなどを思ひ出し、今さらこんなあらそひをしたことをこうくわいして、仲直りをしました。その後二人は仲のよい兄弟になりました。

兄弟ハ兩手ノ如シ。

第十　召使

おつなは十五歳の時、子もりぼうこうに出ました。ある日主人の子供をおぶつて遊んでゐ

ると、一匹の犬が來て、おつなにかみつきました。おつなはおどろいて、にげようとしましたが、にげるひまがなかつたので、おぶつてゐた子供をおろし、自分がその上にうつぶしになつて子供をかばひました。犬ははげしくとびかかつて、おつなにくひつき、多くのきずをおはせましたが、おつなは子供をかばつて少しも動きませんでした。

そのうちに人人がかけつけて犬を打ちころ

し、おつなをかいはうして主人の家にかへらせました。子供にはけががなかつたが、おつなのきずは大へんに重くて、そのために、とうとう死にました。之を聞いた人人はいづれも感心して、おつなのためにせきひを立てました。

第十一　身體

伴信友は朝起きた時と、夜ねる時には、いつでも姿勢を正しくしてすわり、三四十ぺんもしんこきふをし、又毎朝つめたい水で頭をひや

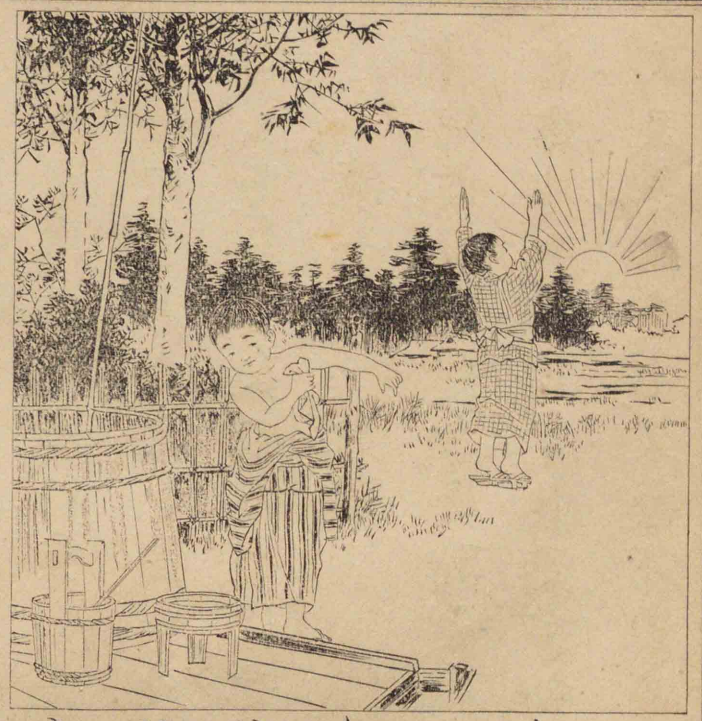

しました。そのほか朝と晩には弓を引いたり、刀をふつたりして、運動をつとめました。かやうに信友はつねに身體を大切にしたので、年をとつても丈夫で、たくさんの本をあらはすことが出來ました。

我等はつねに姿勢に氣をつけ、運動を怠らず、着物はせいけつにし、ねむりや食事はきそくを正しくしなければなりません。又からだにあかをつけておいたり、うす暗い所で物を見たりなどしてはなりません。

第十二　自立自營

高田善右衛門は十七歳の時自分ではたらいて家をおこさうと思ひ立ちました。父からわづかの金をもらひ、それをもとでにしてとう

しんとかさを買入れ、遠い所まで商賣にでかけました。

そこには山が多くて道がけはしかつたので、大きな荷物をかついで通るには大そうなんぎでありました。善右衛

門は苦しい思をしていく度もけはしい山坂をこえました。又時時さびしい野原を通つたこともありました。このやうになんぎをして村村をまはつてあるき、雨が降つても、風が吹いても、休まずに、何年もはたらいたので、わづかのもとでで多くの利益をえました。

第十三　自立自營　（つづき）

善右衛門はその後呉服をしいれて賣りにあるきました。いつも正直で、けんやくで、商賣に

勉強しましたから、りつぱな商人になりました。

ある時善右衛門は商賣の荷物を持たないで、ある宿屋にとまりました。知合の下女が出て來て、「今日はおつれがございませんか。」といひました。善右衛門はふしぎに思つて、「いつも一人で來るのに、おつれとは誰のことですか。」とたづねましたら、下女が、「それはてんびんぼうのことでございます。」と云ひました。

善右衛門はつねに自分の子供に「自分が家をおこすことの出來たのは、精出してはたらいて、けんやくを守り、又正直にしてむりな利をむさぼらなかつたからである。」といつてきかせました。

第十四　志を堅くせよ

イギリスのジェンナーはふとした事から、種痘のことを思ひ着きました。人に笑はれても、少しもかまはずに、いろいろとくふうをこらし、

發明をしてからも、ジェンナーはいろいろとわる口をいはれましたが、ますます志をかたく二十三年もかかつて、とうとう、そのしかたを發明し、まづ自分の子にうゑてみた上、書物に書いて世間の人に知らせました。

してくふうをつづけてをりました。そのうちにこの發明の事がだんだん世間にひろまり、今では我等もそのおかげをかうむつて居るのであります。

第十五　知識をひろめよ

八幡太郎義家はある日よそへ行つて、いくさの話をしてゐました。大江匡房といふ學者がそれを聞いて、「よい武者であるが、をしいことには、いくさの學問を知らない。」と、ひとりごと

をいひました。義家のともの者がそれを聞いて、義家に告げました。義家はすぐに匡房にたのんで弟子になり、いくさのことを學びました。

その後又いくさがあつて、義家が敵を攻めに行つた時、はるかあなたの田へ、多くのがんが

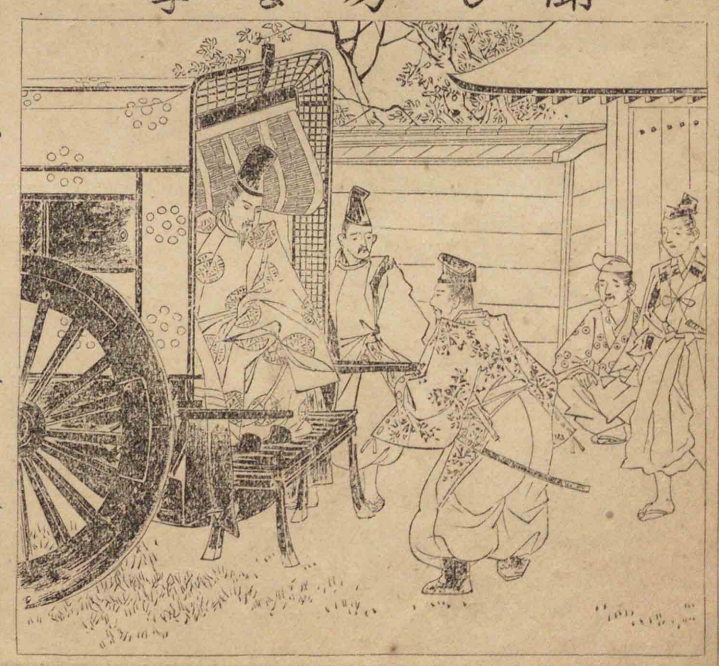

下りようとして、にはかに列をみだしてとび去りました。義家は匡房から教へられたことを思ひ出し、「がんの列がみだれるのはふく兵があるためであらう。」といつて、兵士にさがさせました。はたして大ぜいの敵がかくれてゐました。

玉ミガカザレバ光ナシ、人學バザレバ知ナシ。

第十六　迷信（めいしん）を避（さ）けよ

ある町に目をわづらつてゐる女がありました。迷信の深い人で、かねてある所のお水が目の病によいといふことを聞いてゐたので、それを用ひましたけれども目は日日惡くなるばかりでありました。

ある日親類の人がみまひに來て、病氣の重いのにおどろいて、むりに醫者の所へつれて行つて見てもらはせました。醫者はしんさつをして、「早くお出でになつたらよかつたに、今になつては直すことがむづかしい。」と云ひました。之を聞いて病人ははじめてだうりに合はぬことを信じたのをこうくわいしました。

第十七　克己

後光明天皇は御生れつき大そう雷が御きら

ひであらせられました。ある時書物を御讀みになつて御感じになり、雷の御きらひなのを直さうとおぼしめされました。それで雷がはげしく鳴つた日わざとみすの外へ出御になり、雷のやむまでしづかにすわつておいでになりました。それからは

雷をお恐れあそばす御もやうがなくなりました。

自分のせいしつを直すのを克己と申します。よい人にならうとするには克己は大切なことであります。

第十八　禮儀（れいぎ）

人は禮儀を守らなければなりません。禮儀を守らなければ人にいやしまれます。つねに言葉づかひをていねいにし、又行儀（ぎやうぎ）をよくしな

ければなりません。人から手紙を受けて返事のいる時は、すみやかに返事をしなければなりません。

人としたしくなると禮儀を忘れるやうになり易いが、したしい中でも禮儀を守らなければ、長く仲よくつきあふことが出來ません。

シタシキナカニモ禮儀アリ。

第十九　生き物をあはれめ

ナイチンゲールはイギリスに生れ、小さい時

からなさけ深いむすめでありました。

ある時羊かひの犬が足をいためて苦しんでゐるのを見て、きず口を洗ひ、ほうたいをしてやりました。あくる日もまた行つて手あてをしてやりました。

それから二三日たつて、ナイチンゲールは羊かひの所へ行きました。犬はきずが直つたと見えて、羊の番をしてゐましたが、ナイチンゲールを見ると、うれしさうに尾をふつて、お禮をいふやうな樣子をしました。

第二十　博愛

ナイチンゲールが三十四歳の頃クリミヤ戰爭といふはげしいくさがありました。戰がはげしかつた上に、惡い病氣がはやつたので、

病兵や負傷兵がたくさんに出來ましたが、醫者もかんごをする人も少いため、大そうなんぎをしました。ナイチンゲールはそれを聞いて、大ぜいの女を引連れて戰地へ出かけ、かんごの事に骨折りました。

戰爭がすんで國へ歸りました時、ナイチンゲールはイギリスの女帝からおほめにあづかりました。又人人もその博愛の心の深いことに感心しました。

第二十一　國旗

この繪は、紀元節に家家で日の丸の旗を立てたのを、子供等が見て、よろこばしさうに話をしてゐる所であります。

どこの國にもその國のしるしの旗があり

ます。之を國旗と申します。日の丸の旗は我が國の國旗であります。

我が國の祝日や祭日には、學校でも家家でも國旗を立てます。その外、我が國の船が外國の港にとまる時にも之を立てます。

國旗はその國のしるしでありますから、我等日本人は日の丸の旗を大切にしなければなりません。

第二十二　祝日・大祭日

我が國の祝日は新年・紀元節・天長節の三つで、之を三大節と申します。新年は年のはじめ、紀元節は二月十一日で、神武天皇が御くらゐにつかせられた日、天長節は十一月三日で、天皇陛下の御生れになつた日、いづれもめでたい日であります。大祭日は一月三日の元始祭、七月三十日の孝明天皇祭、春分の春季皇靈祭、四月三日の神武天皇祭、秋分の秋季皇靈祭、十月十七日の神嘗祭、十一月二十三日の新嘗祭で

あります。

祝日・大祭日は大切な日で、宮中ではおごそかな御儀式があります。我等はよくその日のいはれをわきまへて、忠君愛國の心を養はなければなりません。

第二十三　法令を重んぜよ

昔ばくふの重い役人に松平定信といふ人がありました。或年京都へ行つて御所に參内しました。下乘の立札のある所でかごから下り、

槍などもそこにのこしておき、よく御規則を守つて、少しも無禮なふるまひがありませんでした。

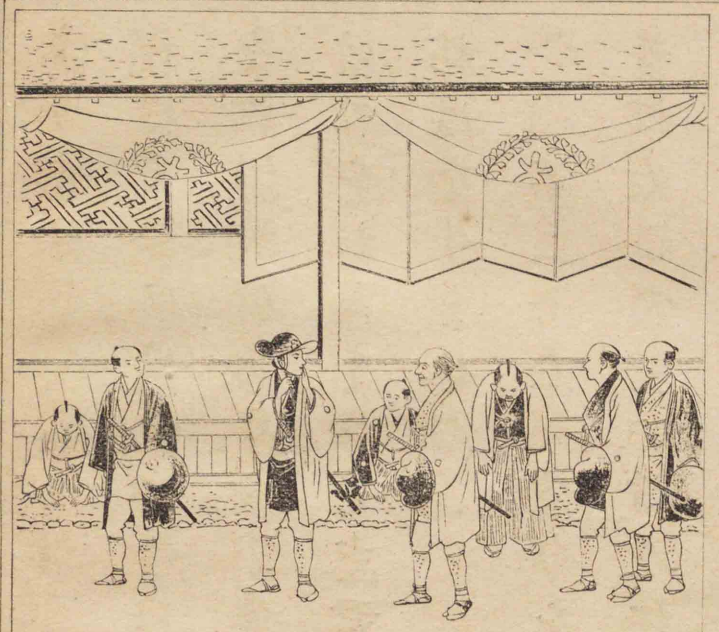

又或年定信はかさをかぶつたまま根府川の關所を通らうとしました。關所の役人の一人が「規則によつてかさを

お取り下さい。」と云ひました。定信は之を聞くとすぐにかさを取つて通りました。其の日やどについて後、定信は來合せてゐた小田原藩の家老に「今日かさをかぶつたまま關所を通らうとした時、一人の役人が心づけてくれたのはまことにありがたい。其の者にあつく禮をつたへてくれよ。」とあいさつをしました。

第二十四　公益

昔栗田定之丞といふ役人がありました。海岸

の村村では暴風が砂を吹飛ばして、家や田畑をうづめることが毎度あつたので、定之丞は之をふせがうといろいろくふうしました。先づ海岸の風の吹く方に、わらたばを立てつらねて砂をふせぎ、その後に、やなぎやぐみの枝をささせました。皆めをふくやうになつてから、更に松の苗木を植ゑさせましたら、次第に大きくなつてりつぱな林になりました。定之丞は十八年の間この事に骨折りました

が、そのために風や砂のうれへがなくなつて、畑も多く開けました。この地方の人人は今日までもその恩をありがたがり、定之丞のために栗田神社といふ社をたてて、年年のお祭を怠りません。

第二十五　人の名譽を重んぜよ

昔伊藤東涯・荻生徂徠といふ二人の名高い學者がありました。徂徠はつねに東涯のことをほめたりそしつたりしてゐましたが、東涯は

少しも徂徠のことをとやかく云ひませんでした。

ある日東涯の弟子が徂徠の書いた文を持つて來て、東涯に見せました。その場に弟子が二人居合せましたが、之を見てひどくわる口を云ひま

した。東涯はしづかに二人に向つて、「めいめい考がちがつても、輕輕しくわる口を云ふものではない。ましてこの文はりつぱなもので、外の人はとても及ばないであらう。」と云つてきかせたので、弟子どもは深くはぢ入りました。

第二十六　人は萬物の長

人は萬物の長と申します。そのわけは、草や木は自由に動くことも出來ず、鳥や獸は動くことが出來ても、人のやうな知識がありません。

又人には良心(りやうしん)があつて、善惡をわきまへ、わるい事をしようと思ふと、良心がとがめます。又人は世のため人のためになる事をするのがつとめだと知つてゐます。それゆゑ人は萬物の長と申すのであります。

萬物の長と生れたものは、徳(とく)ををさめ智をみがき、人の人たる道をつくさなければなりません。

第二十七　よい日本人

我等はつねに天皇陛下の御恩をかうむることの深いことを思ひ、忠君愛國の心をはげみ、皇室を尊び、法令を重んじ、國旗を大切にし、祝祭日のいはれをわきまへて、よい日本人にならうと心がけなければなりません。日本人には忠義と孝行が一ばん大切なつとめであります。

父母には孝行をつくし、兄弟仲よくしてたがひにあらそふことなく、召使となつては主人

を大切に思はなければなりません。
人にまじはるには、よく禮儀を守り、他人の名
譽を重んじ、公益に力をつくし、博愛の道につ
とめなければなりません。
そのほか知識をひろめ、迷信を避け、身體を丈
夫にし、克己のならはしをつけ、志を立てて自
立自營の道をはかり、職務には勉勵し、志を堅
くして事をしとげなければなりません。又人
は萬物の長であることを忘れないで、人たる

道をつくさなければなりません。

をはり

明治四十三年十月廿一日　翻刻印刷
明治四十三年十一月十五日　翻刻發行

尋常小學修身書卷四

定價金六錢

著作權所有

著作兼發行者　文部省
翻刻發行者　東京市日本橋區新石衞門町十七番地　日本書籍株式會社
代表者　大橋新太郎
印刷者　東京市小石川區久堅町百〇八番地　愛敬利世
印刷所　東京市小石川區久堅町百〇八番地　博文館印刷所
發賣所　東京市日本橋區新石衞門町十六番地　株式會社　國定教科書共同販賣所

明治四十三年十一月十一日
文部省檢査濟
（二五七二）

持主　大原政吏

広島大学図書
2000067719